

# 横須賀市報

第1872号

発行日 発行所 横須賀市小川町11番地  
 毎月 横須賀市役所  
 編集兼 横須賀市長  
 10日 発行人 上地克明  
 25日 印刷所 (有)宮村印刷所

## 目次

### 告示

- ◇指定障害児通所支援事業者の指定について…………… 15203
- ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
- ◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
- ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について…………… 15204
- ◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
- ◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… ”
- ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について…………… 15205
- ◇地縁による団体の告示事項の変更について…………… ”
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について…………… ”
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について…………… ”
- ◇除却広告物等の保管について…………… ”
- ◇放置自転車等の移動について…………… ”
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… 15207
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… ”
- ◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達…………… ”
- ◇後期高齢者医療保険料の納入通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達…………… ”

### 公告

- ◇市民税・県民税の納期限変更通知書の公示送達…………… ”
- ◇交付要求通知書の公示送達…………… ”
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達…………… ”
- ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達…………… ”
- ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… 15208
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… ”
- ◇インフルエンザの予防接種について…………… ”
- ◇建築基準法に基づく指定道路の一部の廃止について…………… ”
- ◇農用地利用集積計画について…………… ”
- ◇農用地利用集積計画について…………… 15209

## 告示

### 横須賀市告示第191号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和5年9月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年9月1日	ぎんなんラボ	横須賀市大津町4丁目22番5号	児童発達支援	横須賀市大津町三丁目29番41-1号 学校法人嶮谷学園 理事長 綴 喜 祐 淳

### 横須賀市告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。  
令和5年9月25日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年8月26日	介護用品専門店 かすみ草	横須賀市野比5丁目6番12号	福祉用具貸与	横須賀市ハイランド二丁目19番14号 有限会社テス研 代表取締役 齋 藤 正 伸
同	介護用品専門店 かすみ草	横須賀市野比5丁目6番12号	特定福祉用具販売	横須賀市ハイランド二丁目19番14号 有限会社テス研 代表取締役 齋 藤 正 伸
令和5年8月31日	S Aヘルパーステーションおはな	横須賀市浦賀1丁目8番11号2階	訪問介護	東京都台東区東上野二丁目23番9号 岩瀬第二ビル2階 株式会社H S M 代表取締役 長谷部 雅 人
同	よつ葉よこすか	横須賀市津久井2丁目2番51号和賀ビル1階	訪問看護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂

### 横須賀市告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規

定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和5年9月25日			横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年 8月31日	デイサービス花栞	横須賀市馬堀町2丁目18番14号	地域密着型通所介護	横須賀市馬堀町二丁目18番14号 うたし合同会社 代表社員 筒井久美
同	ケアライフ風樹	横須賀市秋谷1丁目3番40号	地域密着型通所介護	横須賀市秋谷一丁目3番40号 株式会社ケアライフ風樹 代表取締役 松野弘典
<p>横須賀市告示第194号 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨</p>			<p>の届出がありました。 令和5年9月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年 8月31日	居宅介護支援センター チェリーホーム	横須賀市桜が丘1丁目2番1-101号	居宅介護支援	横須賀市安浦町一丁目13番地 株式会社小林留次郎商店 代表取締役 小林 進
<p>横須賀市告示第195号 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を</p>			<p>廃止する旨の届出がありました。 令和5年9月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年 8月26日	介護用品専門店 かすみ草	横須賀市野比5丁目6番12号	介護予防福祉用具貸与	横須賀市ハイランド二丁目19番14号 有限会社テス研 代表取締役 齋藤正伸
同	介護用品専門店 かすみ草	横須賀市野比5丁目6番12号	特定介護予防福祉用具販売	横須賀市ハイランド二丁目19番14号 有限会社テス研 代表取締役 齋藤正伸
令和5年 8月31日	よつ葉よこすか	横須賀市津久井2丁目2番51号和賀ビル1階	介護予防訪問看護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江頭瑞穂
<p>横須賀市告示第196号 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ</p>			<p>スの事業を廃止する旨の届出がありました。 令和5年9月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年 8月31日	デイサービスあんず	横須賀市船越町1丁目18番地8	介護予防認知症対応型通所介護	横須賀市船越町一丁目18番地8 有限会社介護サービス杏 代表取締役 大崎杏里
<p>横須賀市告示第197号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に</p>			<p>掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。 令和5年9月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年 9月1日	ヨッピーの家	横須賀市馬堀町3丁目15番15号	短期入所	東京都大田区中馬込一丁目1番15号 株式会社I B Y 代表取締役 中西勇太
				横浜市港北区新横浜二丁目6番地13

同	就労継続支援B型 銀河 大津	横須賀市大津町1丁目16番6号中央商工ビル302号室	就労継続支援B型	新横浜ステーションビル7階 アンダンテワークス株式会社 代表取締役 島山 大志郎
---	-------------------	----------------------------	----------	--

横須賀市告示第198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和5年9月25日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年5月15日	海風学園ケアホーム K A I	横須賀市馬堀町2丁目28番16号	共同生活援助	横須賀市馬堀町二丁目17番33号 社会福祉法人海風会 理事長 高井 一雄
令和5年6月30日	さくらの里	横須賀市小矢部4丁目19番4号	居宅介護	横須賀市小矢部四丁目19番4号 社会福祉法人心の会 理事長 若山 三千彦
令和5年8月31日	S Aヘルパーステーションおはな	横須賀市浦賀1丁目8番11号2階	居宅介護	東京都台東区東上野二丁目23番9号 岩瀬第二ビル2階 株式会社H S M 代表取締役 長谷部 雅人
同	S Aヘルパーステーションおはな	横須賀市浦賀1丁目8番11号2階	重度訪問介護	東京都台東区東上野二丁目23番9号 岩瀬第二ビル2階 株式会社H S M 代表取締役 長谷部 雅人

横須賀市告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年9月25日

横須賀市長 上地 克明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変更前	変更後
若松町会	鈴木 智晴 横須賀市若松町1丁目16番地	今村 信夫 横須賀市若松町3丁目4番地

横須賀市告示第200号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和5年9月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	名 称	所 在 地
令和5年9月1日	丘のうえ薬局	横須賀市ハイランド4丁目5番4号

横須賀市告示第201号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。

令和5年9月25日

横須賀市長 上地 克明

- 形質変更時要届出区域  
横須賀市夏島町1番1の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合してい

ない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

横須賀市告示第202号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和5年9月25日

横須賀市長 上地 克明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	12	坂本町5丁目・6丁目、二葉2丁目、西浦賀5丁目及び久里浜1丁目地内	令和5年8月1日から同月31日まで	告示の日の翌日から起算して2週間

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第203号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和5年9月25日

横須賀市長 上地 克明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和5年8月1日から同月31日まで	台 80	台 4	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	5	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	3	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	46	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	5	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	馬堀海岸駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	18	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	16	0	夏島町、浦郷町3丁目、大滝町1丁目、米が浜通2丁目、三春町2丁目、不入斗町1丁目、公郷町1丁目、平作2丁目、森崎2丁目、根岸町4丁目、池田町4丁目、二葉1丁目及び武3丁目地内の道路	同
同	2	0	追浜駅第1自転車等駐車場	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	衣笠駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	北久里浜駅第3自転車等駐車場	同
同	2	0	京急大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	久里浜駅自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

(2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 移動費用

自転車 1台につき 2,500円

原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円

(4) 持参するもの

自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先

横須賀市建設部土木計画課

# 公 告

## 横須賀市公告第 185 号 (令和5年9月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年9月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和4年度	国民健康保険料	3 月 分	令和5年4月28日
令和5年度		6 月 分	令和5年7月28日

(別紙略)

## 横須賀市公告第 186 号 (令和5年9月12日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年9月12日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

## 横須賀市公告第 187 号 (令和5年9月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年9月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	備 考
令和5年度	後期高齢者医療保険料納入通知書	7月分及び8月分の納期限は、令和5年10月2日に変更する。

(別紙略)

## 横須賀市公告第 188 号 (令和5年9月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年9月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	発付年月日
令和5年度	後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書	令和5年7月13日

(別紙略)

## 横須賀市公告第 189 号 (令和5年9月15日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納期限変更通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年9月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和5年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第3期分、第4期分及び9月随時分の納期限は、令和5年9月26日に変更する。

(別紙略)

## 横須賀市公告第 190 号 (令和5年9月15日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要求通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年9月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

## 横須賀市公告第 191 号 (令和5年9月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年9月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和5年度	介護保険料納入通知書	6月分から8月分までの納期限は、令和5年10月2日に変更する。

(別紙略)

## 横須賀市公告第 192 号 (令和5年9月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年9月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	発付年月日
令和5年度	介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書	令和5年6月15日

(別紙略)

## 横須賀市公告第 193 号 (令和5年9月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年9月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年度	種別	月別	発付年月日
令和5年度	介護保険料	5月分	令和5年7月28日
		6月分	

(別紙略)

横須賀市公告第194号 (令和5年9月15日 掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年9月15日

横須賀市長 上地 克明

年度	科目	備考
令和5年度	国民健康保険料決定通知書	6月分から8月分までの納期限は、令和5年10月2日、同月31日、同年11月30日、令和6年1月4日、同月31日、同年2月29日及び同年4月1日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第195号 (令和5年9月15日 掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年9月15日

横須賀市長 上地 克明

年度	科目	備考
令和3年度	国民健康保険料変更通知書	減額分
令和4年度		減額分
		6月分及び8月分の納期限は、令和5年10月2日に変更する。
		減額分

令和5年度	7月分及び8月分の納期限は、令和5年10月2日、同月31日、同年11月30日、令和6年1月4日、同月31日、同年2月29日及び同年4月1日に変更する。
-------	---

(別紙略)

横須賀市公告第196号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、インフルエンザの予防接種を次のとおり実施します。

令和5年9月25日

横須賀市長 上地 克明

- 1 予防接種の対象者  
次のいずれかに該当する方  
(1) 65歳以上の方  
(2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- 2 実施場所及び実施期間  
実施場所 当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関  
実施期間 令和5年10月1日から令和6年1月31日まで
- 3 予防接種を受けることが適当でない者  
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。  
(1) 明らかな発熱を呈している方  
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方  
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方  
(4) 当該疾病に係る予防接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある方  
(5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 4 料金  
2,000円(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている方は、無料)

横須賀市公告第197号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定道路の一部を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和5年9月25日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	道路廃止地名地番	地目	幅員	延長	申請者の住所及び氏名
令和5年9月1日	横須賀市田浦町4丁目63番1 2 3 8 9 64番1 2 3 4 5 6 65番1 2 3 66番1 2 3 4 5 67番1 2 5 6 77番3 4 5 78番1 7 8 80番3 18 19 20 23の各一部	田畑 宅地 山林 水道用地 用悪水路 雑種地	メートル  4.00	メートル  299.02	福岡県北九州市小倉北区古船場町5番33号 株式会社グイハウス 代表取締役 田中 雅 顕

横須賀市公告第198号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局にお

いて縦覧に供します。

令和5年9月25日

横須賀市長 上地 克明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

- 横須賀市長井1丁目347番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目1番20号  
原 田 昇
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長坂3丁目7番25号  
佐 藤 麗 子
- 記の2
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井2丁目1985番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目13番21号  
嘉 山 雄 作
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目11番3号  
嘉 山 春 美
- 記の3
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井3丁目3070番1、3071番1、3175番1、3175番3、長井4丁目3600番1、3605番2及び3611番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目34番1号  
穂 本 智
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井5丁目1番2号  
秋 本 達 也
- 記の4
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字西原540番2、554番、555番、1691番及び林5丁目1691番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林2丁目12番8号  
岩 澤 健 和
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目444番地  
岸 徹

横須賀市公告第199号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）附則第5条第1項及び改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、改正法附則第5条第1項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目3621番1
- 2 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦市初声町三戸1105番地  
澤 村 一 正
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
三浦市三崎町諸磯1185番地  
出 口 秋 仁
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町2番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

- 横須賀市長井4丁目3648番
- 2 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦市初声町三戸2455番地  
田 中 晴 彦
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
三浦市三崎町諸磯1185番地  
出 口 秋 仁
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町2番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第64号 (令和5年9月1日 掲 示 済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,632です。

令和5年9月1日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第65号 (令和5年9月1日 掲 示 済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、110,525です。

令和5年9月1日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第66号 (令和5年9月1日 掲 示 済)

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、55,263です。

令和5年9月1日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫